

4. 9GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための周波数割当てに関する意見募集の結果及び意見に対する考え方
 [募集期間：令和6年7月3日（水）～8月1日（木）]
 意見提出者：計13件（法人等5件、個人8件）

別紙 1

意見提出者一覧

愛知県	株式会社 NTT ドコモ	楽天モバイル株式会社
KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社	個人（8件）

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	IT が進化すると、便利になりますが、地震など災害で、インフラがストップしたら危ないので、アナログな仕事なども残した方が良いと思います。	総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。	無
2	個人	電磁波が人体に及ぼす影響が問題視されて不安に感じます。周波数を上げるのには反対です。	総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。	無
3	個人	今回の比較審査基準の評価案では人口カバー率よりも展開率で審査をするが、これは高トラヒックエリアの面的なカバー状況を算出するために人口カバー率より適切だろう。「項目 B: 特定基地局の開設数」は基地局の共同構築を計画している事業者たちに有利に作用しインフラシェアリングを推進する上でも妥当だろう。「項目 C: サブ 6 帯の割当ての有無及び割当て幅の差異」という配慮は前回ソフトバンク 64%・楽天 56.1%と消極的姿勢だった 2 社を奮い立たせる名案とおもう。2 社のうち 1 社でもドコモ 97%・KDDI 93.2%と競える展開率で申請し展開率の整備競争が活性化することを期待したい。	本開設指針案への賛同意見として承ります。	無
4	個人	「4. 9GHz 帯の展開率」について、分子を「全国を 1km×1km のメッシュに分割した上で、4. 9GHz 帯の基地局を開設したメッシュ数」としているが、この「基地局」を「高さ x メートルかつ出力 y ワット以上の基地局」（x, y には電波の公平且つ能率的な利用をするにあたって適当な値を入れる）に改める等、実効性のある指標を用いていただきたい。開設した基地局がそのメッシュに対してどれだけエリアカバーしているかを考慮せず、ただ単に開設した基地局の数のみを指標とすると、展開率稼ぎのためだけに地上高さ 2m 以下から電波を発射する基地局を設置したとしても、その基地局が存在するメッシュを分子とカウントできる。 大手 3 キャリアのいずれも、多かれ少なかれこの手の新周波数割り当ての際にこのような国民生活になんら寄与しない基地局を開設し数稼ぎを行った実績が確認されている。このような現状に鑑み、4. 9GHz 帯に限らず、今後携帯電話会社に電波の周波数を割り当てる際は、国民生活に寄与する、実効性のある基地局のみをカウントするよう求める。間違っても、某携帯電話会社がやったような、アンテナ一体型でない無線機を設置して電源を入れ、「アンテナ繋いでないけど漏れ電波が出てるでしょ！」と主張し、数稼ぎするような真似をこれ以上許してはならないのである。	ご意見の前段については、令和 6 年 7 月に取りまとめられました「5 G 普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」報告書において、サブ 6 帯のエリア展開に係る指標として「サブ 6 展開率」が採用されたことを踏まえ、本開設指針案においても、同じ算出方法を用いて、特定基地局の展開率を審査基準として設定したものです。 ご意見の後段については、本開設指針案第十項第七号の規定に基づき、認定計画の進捗状況を継続的に確認してまいります。	無

5	個人	比較審査基準の審査項目と配点（案）に、n79 に対応したモデムを有する携帯電話の普及に関する項目が一切存在しないので、比較審査基準に入れるべきである。現状、n79 に対応したモデムを有する携帯電話が多いとは言えないため、キャリアが基地局を整備しても、肝心の端末が対応していなければ意味がない。このため、キャリアが n79 に対応したモデムを有する携帯電話の販促を行うなど、基地局設置と端末普及を両方同時にキャリアにやらせるべきである。そうしなければ、4.9GHz 帯が現状のミリ波のように、「ごく一部の高価な端末を持った人がごく一部のエリアに行ったとき」以外ほぼ国民生活に寄与しない周波数となってしまう可能性が高いと考える。	本開設指針案の割当て対象である 4.9GHz 帯は、3GPP において Band n79 として規定されています。同じ Band n79 に対応する周波数帯として、平成 31 年 4 月に国内で 4.5GHz 帯が割り当てられており、既に国内では Band n79 に対応する端末が一定程度普及している状況です。したがって、本開設指針案の記載は、原案のとおりとしますが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
6	個人	総務省は楽天モバイルに対して、プラチナバンドの帯域を他社の数分の一しか割り当てていません。バランスをとるために 4.9ghz を独占的に使用させるのはどうか。 プラチナバンドは平等に割り振らないのに、5G の電波だけ平等に割り振るのは不公平で、既存企業を優遇してるように見える	本開設指針案は、特定の事業者への周波数割当てを想定して作成したものではありません。 今後、電波監理審議会からの答申を受け、本開設指針案が制定された場合には、総務省において、開設指針に基づき、申請された開設計画を適正に審査してまいります。	無
7	個人	第 5 世代移動通信システムの普及のための周波数割当てはの金額も適切かと思われますが技術革新の妨げにならずに、むしろ田舎など辺鄙な地域にも例外なく公平に普及させてほしいです。今後第 6 世代移動通信システム、なども出てきて欲しいので技術を安全かつ確実に進化させる、という観点を重視して欲しいと思っています。	5G の全国的な普及のためには、低い周波数帯から高い周波数帯までトラヒック需要等に応じて周波数帯を適切に使い分けながら基地局整備を進めていくことが重要です。本開設指針案では、高トラヒックエリアにおける特定基地局の展開率を比較審査項目とするとともに、都道府県及び市区町村の事務所等の 5G エリアカバーの程度を比較審査項目としています。 また、本開設指針案第七項において、認定開設者は、電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならないとされており、その取組状況については、本開設指針案第十項第七号の	無

			規定に基づき、継続的に確認を行ってまいります。	
8	愛知県	1 対象 4. 9GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案 二十項 別表1 開設計画に記載すべき事項 十 電場の能率的な利用の確保に関する事項 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村（特別区を含み、令和六年三月三十一日における行政区画による区域とする。以下同じ。）の事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所並びに同法第二百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する支庁及び支所をいう。以下同じ。）ごとの計画 2 意見 指針案では、事業所が作成する開設計画に記載すべき事項として、地方自治法に定める都道府県及び市町村の支庁及び支所が対象とされている。一方、地方自治法第二百五十五条第一項には、都道府県は支庁及び地方事務所、市町村は支所又は出張所を設けることができると定められている。 愛知県では、愛知県行政機関設置条例において、各地方機関の設置を定めているが、各機関における位置づけについて、支庁及び地方事務所の区別をしていない。指針案では、開設計画において地方事務所及び出張所の記載を求めていることから、愛知県の地方機関において、5Gカバーがされない可能性がある。 愛知県の全ての地方機関について、明示的に計画の対象に含めるため、地方事務所（及び出張所）を含めた指針案への修正を求める。 3 指針修正案 以下の案の通り指針案の修正を求める。 二十項 別表1 開設計画に記載すべき事項 十 電場の能率的な利用の確保に関する事項 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村（特別区を含み、令和六年三月三十一日における行政区画による区域とする。以下同じ。）の事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所並びに同法第二百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する<u>都道府県</u>においては支庁及び地方事務所、市町村においては支所又は出張所をいう。以下同じ。）ごとの計画	ご指摘を踏まえ、地方事務所及び出張所についても対象とするよう規定の修正を行います。 また、併せて、政令指定都市の区の事務所及び出張所についても対象とするよう規定の修正を行います。	有
9	個人	子供達の発達にも、関係してくるので反対。	総務省の今後の施策の参考と	無

			させていただきます。	
10-1	株式会社 NTT ドコモ	容量ひっ迫地域への活用が期待される4.9GHz帯の割当に向けた開設指針案の公表が行われたことを歓迎いたします。認定を受けた事業者の開設計画については厳正な管理を行い、確実に周波数の有効利用を図ることが必要と考えます。	本開設指針案への賛同意見として承ります。 開設計画の認定後には、本開設指針案第十項第七号の規定に基づき、認定計画の進捗状況を継続的に確認してまいります。	無
10-2	株式会社 NTT ドコモ	比較審査基準Cについて、サブ6帯の割当ての有無及び割当て幅がより少ない事業者へ高配点を与えてしまうと、他の項目で挽回することは困難です。 現状のサブ6帯の割当て帯域幅は、2019年の割当てに際して各事業者の開設計画が競願時審査された結果、確定したものであり、各事業者はその後、開設計画に沿った割当て帯域の利用を進めてきたものと認識しております。 今回の比較審査基準Cは、割当て帯域幅が少ない事実のみを加点対象としており、今般の追加周波数割当ての比較審査において、過去に多くのサブ6帯の割当てを受けた事業者が、その後の割当て帯域の活用状況を考慮されず、少ない割当て幅となった事業者と同じスタートラインに立てないのは、公平性の観点から課題があるものと考えます。 過去の割当てにおける比較審査結果から生じた割当て帯域幅の差のみを加点評価の対象とするのではなく、各事業者が割当て帯域をいかに有効利用してきたか、という側面を加味した基準とすることが、今後の周波数有効利用を図る観点から、より適切であると考えます。	特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点から、これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異を比較審査項目としています。 本項目の配点は、他に4つある比較審査のカテゴリと同じ点数にしているほか、本項目の配点方式は、等分配点方式であることから、これまで割り当てられた周波数幅がより大きい事業者であっても、配点を得ることが可能です。したがって、本項目は、比較審査基準全体に照らして過大なものとはなっておらず、適当と考えます。 また、指定済周波数の有効利用の程度については、比較審査のカテゴリV「不感地域対策・災害対策」の中で評価することとしています。	無
10-3	株式会社 NTT ドコモ	また、前述の通り、現在割当て済みのサブ6帯は、2019年の割当てにおいて3.7GHz帯、4.0GHz帯、4.5GHz帯の帯域別に開設計画の競願時審査が行われ、割当てが決定されました。更に電波の有効利用の程度の評価においては、3つの周波数毎に評価が行われており、これらの周波数帯別に、その活用及び評価の独立性が確保されているものと承知しております。 もし仮に、今回の追加周波数帯である4.9GHz帯をサブ6帯というカテゴリにて一体的に捉え、割当て済み帯域幅の大小を考慮して比較審査を行うのであれば、電波の有効利用の程度の評価においても、上記3周波数に加え、4.9GHzも含めたサブ6帯として総合的に評価を行うことが、電波の有効利用に係る整合性をもった取り組みになるものと考えます。	電波の有効利用の程度の評価に関するご意見については、電波監理審議会において、適時適切に検討されるものと考えます。	無
11-1	楽天モバイル株式会社	今回の開設指針案における比較審査基準には、後発事業者が不利になる内容が含まれるものと考えております。	特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点か	無

		具体的には、Ⅱ「公平性・競争促進」のC「これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異」の判定方法において、①②が同一であった場合、③において「サブ6帯のトラヒック量」での判定が為されることとなっておりますが、これは契約者数が少ない後発事業者は必然的に不利な指標となります。 同様に、Ⅴ「不感地対策・災害対策」においても、G「携帯電話基地局の強靱化に係る計画がより充実していること」については多くの既設基地局を持つ既存事業者が有利となり、H「都道府県・市区町村の本庁舎・支所の5Gエリアカバレッジがより充実していること」については保有周波数が多く5G転用を積極的に実施可能な既存事業者が有利となる指標と考えております。 他方で、これら項目の設定は政策目標の達成のために必要なものという側面もあるものと考えますので、個々の項目で後発事業者に配慮することに限らず、例えば開設指針全体で後発事業者への配慮を行うなど、何らかの方法で全体としての調整を行うことが必要と考えます。	ら、比較審査項目Cを設けており、これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割り当てられた周波数幅の差異を判定することとしていますが、これまで割り当てられた周波数幅が同一である場合、トラヒック量が多く、帯域がよりひっ迫している事業者を評価することは、有限希少な周波数の有効利用の観点から適当であると考えます。 また、基地局の強靱化や災害対応の拠点となる都道府県及び市区町村の事務所等の5Gエリアカバーは、ネットワークの安定的な提供の観点から重要であり、全ての事業者が等しく取り組むことが求められることから、比較審査項目G及びHによりその計画の充実度を評価することとしています。 以上を踏まえ、本開設指針案の記載については、原案のとおりとしますが、いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。	
11-2	楽天モバイル株式会社	また、終了促進措置について、今回の意見募集では最低限必要な金額と比較評価の上限額が示されていますが、これら金額の算出方法や算出の前提となる情報について、申請マニュアル等における開示を希望いたします。	既存無線局の移行に必要な金額の算出方法等を含め、開設計画の作成等に必要な情報については、本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、開設計画の認定申請マニュアルにおいて公表する予定です。	無
11-3	楽天モバイル株式会社	特定基地局開設料の算定にあたっては、「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」にて検討が行われ、意見募集を踏まえて、令和2年8月に公表された「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書」に基づいてこれまで算出が行われてきたものと認識しております。 今回、特定基地局開設料の算出について、4の(2)及び(5)に変更があったものと認識しておりますが、このような変更を行うにあたっては、研究会での再検討など、一定程度開かれた場での議論が必要と考えております。	本年4月から5月にかけて非公開で開催した「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」において、4.9GHz帯の経済的価値を踏まえた特定基地局開設料の標準的な金額の算定方針案を検討するとともに、当該算定	無

		また、過去の割当との公平性等を維持するためにも、特定基地局開設料の算定方針の変更は慎重に行うべきと考えます。	方針案について、本開設指針案と併せて意見募集を行いました。 いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、同研究会における議事の概要については、本開設指針案の制定後に公表する予定です。	
12	KDDI 株式会社	トラヒック量の比較評価はこれまで「携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価」の中でも実施されておらず、一部の帯域におけるトラヒック量を周波数割当てにおける比較審査基準として用いるためには評価方法の妥当性について慎重な議論が必要であると考えます。 なお、仮にトラヒック量の比較評価を審査基準に用いる場合は、開設計画認定申請の前月のデータなど、最新のトラヒック状況を用いるべきと考えます。	帯域のひっ迫度を計る指標として、サブ6帯のトラヒック量を評価することとしています。 サブ6帯のトラヒック量と併せて、その具体的な算出方法を提出することを開設計画の認定申請マニュアルにおいて明確化する予定です。 なお、トラヒックの計測時期は、電波の利用状況調査の調査対象時期に合わせて、令和6年3月の1ヶ月間としています。	無
13-1	ソフトバンク株式会社	携帯電話システムについては、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書」にも示されているとおり、引き続き「大容量」のニーズが高く、通信トラヒックは年々増加し続けており、将来の帯域不足が喫緊の課題と認識しています。また近年のデジタル化の進展にともなうライフスタイルの変化や自然災害の激甚化等により、国民生活にとって不可欠なライフラインとなっていることから、増加し続けるトラヒックを処理できるだけの十分なトラヒック容量の確保が非常に重要となっています。 将来の帯域不足の懸念を解消するためにも、地方への十分な5Gサービスの早期普及への貢献度が高い4.9GHz帯の開設計針案が公表され、割当てに向けたプロセスが開始されたことは非常に有意義であると考えます。 また、本帯域を含むSub6帯はエリア整備だけでなくトラヒック対策にも適しており、高トラヒックエリアを重点的に整備することが周波数の有効活用に資する帯域であると考えます。本開設指針案において従来の人口カバー率とは異なるトラヒック対策に着目した新たな指標として特定基地局の展開率(別表第二 三/別表第三 一(1))が採用されたことについては、高トラヒックエリアの整備を促進する観点から賛同いたします。 加えて、本開設指針案の競願審査項目として指定済み周波数の有無及び通信量の多寡(別表第三 一(3))が採用されたことは、事業者の割当て済同質周波数幅の考慮及びトラヒックひっ迫度の是正を図るものであり、公平競争の促進の観点から賛同いたします。	本開設指針案への賛同意見として承ります。	無

13-2	ソフトバンク株式会社	【原案】 認定開設者は、認定日から起算して十二年を経過した日の属する年度末までに、全国における特定基地局の展開率（三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのもののうち、特定基地局（屋内等に設置するものを除く。以下この項において同じ。）が開設されているもの又は特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間において、第三項第一号の周波数の帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該三次メッシュの面積の四分の三を超えるものに限る。）の総数を、三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのものに限る。）の総数で除した値をいう。以下同じ。）が百分の八十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。 【意見】 本帯域は隣接帯域を使用する航空用空港面移動通信システム等への混信防止のため、当該システムの運用が見込まれる空港の用地端から一定程度の離隔距離を確保する必要があり、特定基地局の設置制限が課されています。よって、空港の近隣メッシュでは特定基地局を設置できないものと考えられることから、特定基地局を設置できない三次メッシュについては除外の上、対象メッシュリストを認定申請マニュアル公開の際に提示する等の措置を実施し、干渉調整による制限を適切に反映いただく必要があると考えます。 なお、除外メッシュの選定の際は、展開率のメッシュカバーの考え方※を踏まえてマクロ基地局を基準（空港用地端から 5km 圏内）とすべきと考えます。 ※デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 5G 普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書 P. 53 “一般的なサブ 6 の基地局の場合、電波の届く範囲は基地局を中心に半径数百メートル程度であるとされていることを踏まえ、メッシュ内に基地局が設置された場合に当該メッシュが概ねカバーされたとみなす考え方である”	令和 6 年 6 月 12 日から 7 月 22 日まで意見募集を行った「電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案」により改正予定の電波法関係審査基準において、5, 030MHz から 5, 150MHz までの周波数の電波を使用する航空用空港面移動通信システムの無線局との混信その他の妨害の防止のため、4. 9GHz 帯を使用する特定基地局は、空港用地端から一定程度の離隔距離を確保することが必要とされています。 空港用地からの適切な離隔距離を確保するため特定基地局の開設が困難なメッシュについては、特定基地局の展開率の対象メッシュから除外することが適当であり、ご指摘を踏まえ、本開設指針案の規定の修正を行います。 なお、同審査基準では、スモールセル基地局は、最低 4. 1km、マクロセル基地局は、最低 5 km の離隔距離を確保することが必要とされていますが、広範なエリアカバーを実現し、周波数の有効利用を図る観点からは、対象から除外するメッシュは最小限とすることが望ましいことから、空港用地端から 4. 1km 以内にその全部が含まれる三次メッシュについて、特定基地局の展開率の対象メッシュから除外することとし、除外するメッシュについては、開設計画の認定申請マニュアルにおいて明示する予定です。	有
13-3	ソフトバンク株式会社	【原案】 1 特定基地局開設料の標準的な金額の下限額は、一年当たり三十四億円とする。	700MHz 帯の経済的価値を踏まえた特定基地局開設料の標準的な金額の算定では、地上テレビ放	無

		【意見】 700MHz 帯における移動通信システムの普及のための開設指針においては、特定基地局開設料は新たに開設計画の基地局数に応じて最低額が減額され、約 2.3 万局で最低金額となる考え方※が導入されていましたが、この考え方は「事業者による基地局設置等の設備投資を後押しするインセンティブ※※」となり、「電波の有効利用の観点からも適切※※」であることから、本指針（案）においても導入いただくよう要望します。 ※700MHz 帯における移動通信システムの普及のための開設指針 七 “1 特定基地局開設料の標準的な金額は、一年当たり二百八十一・三億円から開設計画に記載された認定日から起算して十年を経過した日における全国の特定基地局の開設数に百十四万円を乗じは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし得た額を減じた額を十で除して得た額（表示単位は億円とし、表示単位未満の端数があるとき、二億円を下回る場合は、二億円とする。” ※※700MHz 帯（3MHz×2）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針 5(3) P14 “開設計画で申請する特定基地局数を α と置き、「114 万円 × α」をモデルによって算定した 総額から控除することが適当である。このようにすることで、開設計画の申請者に対し、開設する特定基地局数をより多く申請するインセンティブを与えることにもなり、電波の有効利用の観点からも適切であると考えられる。”	送の受信障害対策のための携帯電話事業者が負担する費用分として、特定基地局あたり 114 万円を周波数の経済的価値の総額から控除することとしました。 本開設指針案の割当て対象の 4.9GHz 帯では、そのような事情はないことから、同様の措置は講じておりません。	
13-4	ソフトバンク株式会社	【原案】 5 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画（特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局のうち、通常受けている電力の供給が少なくとも七十二時間にわたり停止することを考慮しており、かつ、基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備について、予備の電気通信回線を設置しているものの整備に関する年度の末日ごと及び都道府県ごとの計画を含む。）及びその根拠 【意見】 昨今の災害激甚化等を踏まえれば、停電や災害発生時にも一定時間緊急通報等の重要通信が利用できる環境を構築することは喫緊の課題であると考えます。停電対策や回線冗長化は様々な構成が想定されること、また今後の技術進展によりさらに新たな構成が選択できるようになる可能性もあることを踏まえ、電源確保等の具体的な手法は限定することなく多様な手段（発電機設置を含めるなど）での実現を促進することが有効であると考えます。	基地局の長時間にわたる停電や伝送路断に対しては、地域の実情や事業者ごとのネットワーク戦略に応じて多様な手法で対策を講じていくことが有用と考えます。 電源確保等の具体的な考え方については、認定申請マニュアルにおいて明確化する予定です。	無
13-5	ソフトバンク株式会社	【原案】 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村（特別区を含み、令和六年三月三十一日における行	都道府県及び市区町村の事務所等を含め、開設計画の作成等に必要な情報については、本開設指	無

		政区画による区域とする。以下同じ。)の事務所等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項(同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。)に規定する支庁及び支所をいう。以下同じ。)ごとの計画 【意見】 都道府県及び市区町村の事務所等について、地方自治法の規定※では事務所等の名称や所在地が確認できず開設計画策定時に対象となる事務所等を特定することが難しく、更に地方公共団体による指定追加や変更の可能性もあることから、対象となる事務所等の一覧を認定申請マニュアル公開の際にご提示いただくようお願いいたします。 ※地方自治法 第四条 “地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。”	針案に係る電波監理審議会の答申後、開設計画の認定申請マニュアルにおいて公表する予定です。	
13-6	ソフトバンク株式会社	【原案】 認定日から起算して六年を経過した日の属する年度末までに、全ての都道府県に一以上の特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)を開設する計画を有していること 【意見】 本帯域の利用は既存登録人等の移行が前提となるため、新免許人は移行を促進し特定基地局の開設が可能となった箇所から順次特定基地局を開設していくこととなりますが、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集(5G中継局等の導入及び4.9GHz帯における5Gの導入等に向けた制度整備)において既存登録人等の周波数利用期限を令和18年3月31日とする案が示されており、絶対審査基準として示された「認定日から起算して六年を経過した日の属する年度末」は周波数利用期間中で利用期限まで5年程度を残した移行途上の時期で設定されています。 一方、5GHz帯無線アクセスシステムの既存登録人等には、国、都道府県及び市区町村が存在し、防災関係などの重要なシステムに当該帯域を活用して都道府県全域を広くカバーし、使用期限満了まで利用を継続する可能性も想定されることから、本帯域の既存登録人等の移行に寄り添った移行計画の策定や実行を行う上でも基地局開設に係る絶対審査基準で十分配慮いただく必要があると考えます。 具体的には、過去の開設計画において公共性が高い既存システムの移行を行う場合の開設要件は使用期限満了後のタイミングで設定がなされていること※から、本開設計画もこれに準じて、使用期限満了後の特定基地局の開設を条件とすることが望ましいと考えます。 仮に、使用期限満了前の開設を義務付ける場合、既存システムの公共性を踏ま	終了促進措置を行い、使用期限よりも前倒しでの周波数移行を促しながら、特定基地局の早期の展開を図ることは、周波数の有効利用に資するものです。 これまでの終了促進措置において実際に要した移行期間を踏まえ、本開設計針案では、認定日から起算して6年を経過した日の属する年度末までに、全ての都道府県において1局以上の特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)を開設する計画を有することを絶対審査基準としており、本開設計針案の記載については、原案のとおりとさせていただきます。 なお、円滑な周波数移行を進めるに当たっては、認定開設者において、既存無線局の登録人等に対し、丁寧に協議を進めていくことが重要と考えます。	無

		え、①総合通信局管内での開設義務、②屋内等に設置する特定基地局の許容等（2. 3GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための開設指針と同様）の要件緩和を検討、若しくは③移行に起因して特定基地局設置が困難な場合の総務省殿等による仲裁、④開設期限の延長等の救済策の導入を検討いただく必要があると考えます。 ※第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（1. 7GHz（東名阪以外））では既存登録人等の周波数使用期限から 2 年経過後の「認定日から起算して七年を経過した日」の 5 G 基盤展開率を絶対審査基準として規定		
13-7	ソフトバンク株式会社	【原案】 2 認定日から起算して十二年を経過した日の属する年度末における計画において全国における特定基地局の開設数がより多いこと。 【意見】 本指針（案）の審査基準は「より多くの人々が「5 G ならでは」の通信を実感できるよう、まずは、人口が多いエリアにインフラ整備」かつ「多様な既存利用者のシステム移行に配慮しつつ、広範なエリアカバーを実現」すること等を主旨として策定され、審査項目として「特定基地局の展開率」と「特定基地局の開設数」が採用されているものと認識しております。 特定基地局の開設ではスモール基地局とマクロ基地局の活用が想定されますが、一般的に両者はエリア面積比で 10 倍以上の差があり、Sub 6 帯の電波伝搬距離を考慮して新たに採用された「特定基地局の展開率」で指定されている三次メッシュ内をより隙間なくカバーする為の優位性に大きな隔たりがあります。 しかしながら「特定基地局の開設数」の項目では、スモール基地局とマクロ基地局に関係なく基地局数の多寡のみで評価がなされる指針案となっており、1 局当たりのエリアカバーを考えた場合、コストが低く且つ非効率なスモール基地局を活用した方が結果として有利な評価を得ることになるため、電波の有効利用の観点からも望ましくありません。 従って、開設数の評価においても今回の審査基準の主旨に則ったものするために、スモール基地局とマクロ基地局の構成等を評価できるような評価係数を設けることが適切と考えます。 具体的には、令和 6 年 3 月の情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会報告において、隣接帯域の無線航行衛星システム宇宙局との干渉検討の結果、設置可能な基地局数※の目安としてスモール基地局 47, 464 局、マクロ基地局 34, 813 局が示されていることから、少なくともその基地局数を基に算出したマクロ基地局 1 基地局に対してスモール基地局を 0.7 局程度で評価する評価係数を設けることを要望いたします。 ※不要発射の強度が 10dB 改善した場合	特定基地局を広範なエリアに展開し、より多くの利用者がサブ 6 による高速通信を実感できるようにする観点から、特定基地局の展開率を比較審査項目としています。一般に、トラヒックや設置場所の事情に応じて、マクロセル基地局とスモールセル基地局を組み合わせながらネットワーク整備を進めていくものと承知しております。 また、より多くの基地局を設置し、稠密なエリア展開を行うことは、周波数の有効利用に資するものであることから、比較審査項目 B では、特定基地局の開設数により判定することとしています。 したがって、本開設指針案の記載については、原案のとおりとしますが、いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。	無
13-8	ソフトバンク株式	【原案】	本比較審査項目では、対応する	無

	会社	7 認定日から起算して六年を経過した日の属する年度末における、特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局のうち、通常受けている電力の供給が少なくとも七十二時間にわたり停止することを考慮しており、かつ、基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備について、予備の電気通線を設置しているものの無線設備の設置場所の数がより多いこと 【意見】 過去の認定申請マニュアルにおいて基地局の設置箇所の定義が規定※されていますが、本項目の「無線設備の設置場所」についても、同一箇所複数周波数の対策がなされた場合には対策周波数の数ではなく設置箇所の数でカウントされるものと考えています。 ※700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定申請マニュアル（2）ア P17 “送信設備の設置場所ごとに、開設局を1局とカウントしてください。なお、セクタや周波数ごとに分けて免許を受ける場合であっても、送信設備の設置場所が同じであれば1局とみなします。”	周波数帯の数にかかわらず、無線設備の設置場所の数により判定することとしています。具体的なカウント方法については、認定申請マニュアルにおいて明確化する予定です。	
13-9	ソフトバンク株式会社	【原案】 従来の考え方に基づき算定する場合、周波数の経済的価値の算定において、使用国数が少ないことが、周波数の経済的価値を大きく減らす方向で作用する。 しかしながら、近年、オープンRANの導入等により様々なベンダの機器やシステムが流通するようになっており、その結果、機器の仕様の国ごとの差異は小さくなる一方で、グローバルな流通量の大きさが機器の調達の容易さにより影響するようになってきている。したがって、使用国数が、必ずしも機器調達の容易性に結びつくとはいえない状況となっており、機器調達の容易さは、使用国の経済規模のみで判断することが可能であると考えられる。 また、今回割当てを行う 4.9GHz 帯が属する n79 バンドは、一部（4.5GHz 帯）がすでに携帯電話事業者に割り当てられており、当該携帯電話事業者は、現に、機器を調達して当該周波数帯を積極的に活用している状況である。 したがって、今回の 4.9GHz 帯の周波数帯の補正（エコシステムを反映するための補正）については、使用国数については考慮せず、使用国の経済規模のみに着目して係数を算定することが適当である。 【意見】 本算定方針案では原案に記載されている“オープン RAN の導入等による機器調達の容易さ”、“国内での当該帯域の導入実績”を理由として、従来採用されていたエコシステム補正のうち使用国数の考慮が除外されたものと理解しています。 今後、このような算定結果に大きく影響する算定方式の変更や新たな考え方を採用する場合は、予見性の観点からもあらかじめ関係事業者から意見を聴く場等	考え方 11-3 のとおりです。	無

		を設定いただくことを要望します。		
13-10	ソフトバンク株式会社	事業者が申請内容について十分検討できるよう、開設計画の認定申請マニュアルの公開から受付開始までの期間と受付期間双方について、十分な時間を確保いただくようご配慮をお願いいたします。	本開設指針案に係る認定申請マニュアルについては、本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、速やかに公表する予定です。	無

（注意事項）その他、記載明確化のため、体裁の修正や実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。